

## 商法中改正法律案件外三特別委員會議事速記録第六號

件外

明治四十四年一月二十八日(土曜日)午前十時二十分開會

○委員長(男爵波多野敬直君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、今日ハ商法施行法中改正

法律案、非訟事件手續法中改正法律案ニ入リマス

○藤田四郎君 ドウカ前トノ差ヲ説明ヲ願ヒマス

○政府委員(齋藤十一郎君) 商法施行法中ノ改正ハ商法中改正法律案ノ罰則ノ

規定ト權衡ヲ得セシムル爲ニ生ジマシタモノニアリマス、商法施行法ノ六十條ハ御覽ノ

通りニ「日本人ノミヲ以テ組織スヘキ株式會社及ヒ日本人ノミヲ以テ組織スルコトヲ條

件トシテ特別ノ權利ヲ有スル株式會社ハ無記名式ノ株券ヲ發行スルコトヲ得ス」此禁

令ニ反シマシタキヤ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處スルト云フ趣意ニ相成ツ

テ居ルノニアリマス、其規定ハ商法中改正法律案ノ第二百六十一條ノ三ノ第五號ニ

比較シマシテ、丁度權衡ヲ得セシムルノガ相當デアル思フ、二百六十一條ノ三ノ第五

號ノ規定ハ法令ノ規定ニ違反シテ株券ヲ發行イタシマシタキノ規定ニアリマス、此條ニ

於キマシテ「三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス」ト云フコトヲ

規定イタシマスル以上ハ、權衡上本案ノ如ク修正ヲ致スノガ相當デアル、斯様ナ改正

ノ理由ニアリマス

○藤田四郎君 前ニハ過失ノ分ハ無カッタデスナ

○政府委員(齋藤十一郎君) 商法施行法ノ罰則ハ民事ノ過料デゴザイマスカラ、斯

様ノ規定ハ無カッタノアリマス、然ルニ申上ケルマデモナク、百六十一條ノ二ノ方ニハ過

失ニ出タルトキニモ制裁ヲ附シテゴザイマスルカラ、矢張リ此點モ同様ニ致シマシタノニア

リマス

○委員長(男爵波多野敬直君) モウ別段御質問モアリマセヌカ

○男爵久保田讓君 アリマセヌ

○委員長(男爵波多野敬直君) ソレデハ商法施行法中改正法律案ハ是テ説明ハ

終リマシタ、次ニ非訟事件手續法中改正法律案

○政府委員(齋藤十一郎君) 非訟事件手續法中改正法律案ハ、商法中改正法

律案ニ伴ヒマスル改正ニアリマシテ、唯一二三點ダケガ從來ノ規定中ノ不備ノ點ヲ補ヒ、

又從來ノ手續ヲ簡易ニ致シマシタモノガゴザイマスル外、皆ナ商法中ノ改正ニ伴ヒマスル

改正ニアリマス、殊ニ其大部分ハ登記手續ノ規定ニアリマス

○藤田四郎君 商法ノ改正ニ伴ヒマシタノハ宜シウゴザイマスガ、此不備ノ點ト云フノ

デ直サレタ箇條ダケヲ言ウテ下サレバ説明ヲ受ケヌデモ……サウシタ上テ、マダ分リマセヌ

デシタラ申上ゲルコトニ致シマス

○委員長(男爵波多野敬直君) 皆サン、ソレデ宜シウゴザイマスカ

○男爵武井守正君 宜シウゴザイマス

○政府委員(齋藤十一郎君) 唯今ノ御尋ネノ點ハ百二十九條ノ二ノ第二項ヲ削

ル、第百一十九條ノ三、第百二十九條ノ四、百三十八條ノ二、ソレカラ登記ニ關シ

マスル手續ヲ簡略ニシ、又ハ之ヲ補ヒマシタヤウナ點ガアルノニアリマスルガ、是ハ見様ニ依リマシテハ商法修正ニ伴フトモ見ラル、ノニアリマスルケレドモ、新ニ修正イタシマシタ箇條トハ、ソレホド關係ハ無イノニアリマス、其點ハ百四十八條ノ二、百五十條ノ二、百五十條ノ三、百五十一條ノ一乃至百五十一條ノ五、其他ハ大概商法ノ改正ニ伴ヒマスル修正ニアリマス

○委員長(男爵波多野敬直君) 非訟事件手續法中改正案ニハ御質問ハアリマセヌカ

〔アリマセヌ〕ト呼フ者アリ

○委員長(男爵波多野敬直君) ソレデハ是テ終リマス、次ニ不動産登記法中改正

法律案ニ移リマス

○政府委員(齋藤十一郎君) 此法案ハ至ラテ簡単ゴザイマスルガ、先般御制定ニ

相成リマシタ、皇室財產令ノ規定ニ伴ヒマシテ、世傳御料ニ編入ニナリマシタ不動産、

若クハ皇族ノ遺留財產トナリマシタ不動産ガ、裁判所ノ不動産登記簿ニ登記セラレテ

ゴザイマス場合ノ其聯絡ヲ著ケマシテ、或ハ跡始末ヲ致シ、或ハ遺留財產ノ場合ニ於キ

マシテハ其旨ノ登記ヲ致ス必要ガアルノデ、ソレ故ニ不動産登記法中ノ手續ヲ改正イタ

シマシテ是等ニ箇條ヲ附加ヘマスル必要ガアルノニアリマス、是ガ此法案ヲ提出イタシ

マシタ理由ニアリマス

○藤田四郎君 チヨット伺ヒマスガ、普通ノ御料ニ編入ノ場合ハ矢張リ此方法ニ依リ

マスカ、ソレハ從來規定ガアリマスカ、世傳御料デナク編入イタシマス場合ハ……

○政府委員(山内確三郎君) 世傳御料ノコトノミニ付キマシテ十七條ニ、不動産ガ

アルト其不動産ハ全ク登記ヲ抹消スルノニアリマス、普通御料デアレバ登記ヲ抹消シナ

イコトニナッテ居リマス

○藤田四郎君 遺留財產ノ方ハドウナリマスカ、是ハ本文ヲ調ベナケレバ分リマセヌガ、

登記ヲ抹消スルノテスカ

○政府委員(山内確三郎君) 遺留財產ノ方ハ登記ハ全ク抹消シナイ、遺留財產デ

アレバ一般ニ譲渡ガ出來ナインデ、譲渡ガ出來ナイト云フ旨ノ登記ニナリマス

○藤田四郎君 分リマシタ、此商法ノ本文ノ方ノ施行法ノ附則テスガ、是ハ昨日質

問モ少シ簡略ニナリマシテゴザイマスカ、是ハ重モニ此法律ノ改正ノ結果ニ關聯シタコト

デゴザイマシテ、而モ時間ガ切迫シテ居リマシタノデ質問モ省略イタシマシテアリマスガ、是

ハ本文ガ若シ修正デモアリマスレバ、從フテ關係ガアルト思ヒマスカラ、是ハ其時ノコトニ致

シマシテ、今日ハ質問ハ是テ終リタイト思ヒマス

○男爵久保田讓君 質問が今日テ終イタシマスルナラバ、其前ニ私ハ一言述ベタイ

コトガアリマス

○村田保君 之ヲ片付ケヤウヂヤアリマセヌカ、マダ決議ニナラヌノダカラ、私ドモハ是ハ

全部異議ニアリマセヌ、此儘御採決ニナラムコトヲ希望シマス

○藤田四郎君 異存ハアリマセヌガ、今日ハ質問ト云フコトデアリマスカラ、御缺席ノ御方モアルカラ、一日二日ヲ争フコトハアリマスマイト思ヒマスカラ此次ニナスシタラ如何デセウ

○村田保君 ソレデハ次ノ日モ宜シウゴザイマス

○委員長(男爵波多野敬直君) 商法中改正案外三件ノ質問ハ是テ終了イタシマス  
○男爵久保田譲君 今日質問ノ商法其他ノ法案ノ質問が終了イタシマシタニ付キマシテ、此際ニ一言述べテ置キタイコトガアリマス、數日以來此案ノ説明ニ付キマシテ政府委員ハ懇切ニ長キ間、丁寧ニ御説明ヲ下サムシテ、我ハ略修正ノ精神ヲ了解イタシマシテ大ニ満足シテ居リマス、ソレト同時ニ一ノ希望ヲ私ハ申述ベタイト思ヒマスガ、此法案ハ修正トハ申シナガラ、其修正ノ箇條ハ數百條ニ亘シテ居リマスノアリマシテ、殆ド商法ノ全部ニ關係シテ居ルヤウニ見エマスノアリマス、且又此修正ニ對シテ、此法案ニ對シテ實業界ノ種々ノ機關、即チ手形交換所又ハ商業會議所又ハ種々ノ會社等ヨリ此法案ニ對シテ、尙ホ修正ヲ希望スル點ヲ持ツテ居ル者モ多キアルノアリマシテ、隨分錯雜ヲ極メテ居ルヤウデアリマス、之ヲ又多數ノ委員デ一々審査ヲ致スト云フコトハ隨分餘ホドノ手數ヲ要スルコトノヤウニ考ヘマスカラ、私ハ茲ニ於テ委員中更ニ少數ノ委員ヲ選ンデ、ソレニ此全部ヲ託シマシテ、サウシテ、此全部ノ審査ヲ願フテ、尙ホ方々カラ出テ居リマス所ノ意見ヲ取ルベキモノトノ審査ヲモ願ッテ、ソレ纏マリマシタ上ニモ便宜ニアッテ、又此法案ノ審査ノ上ニモ遺憾ナキヲ期スルコトヲ得ル次第ハナノ上ニモ便宜ニアッテ、又此法案ノ審査ノ上ニモ遺憾ナキヲ期スルコトニ願ヒタイ、サウシテ其委員ハ委員長ヲ加ヘテ七名ト致シ、サウシテ其人ハ委員長ノ御人選ヲ煩ハスヤウニ致シタイト云フ考ヘアリマス、ドウゾ諸君ノ御贊成ヲ願ヒマス

○男爵武井守正君 贊成

○男爵目賀田種太郎君 唯今、久保田男爵ノ御發言ノコトニ關シテチヨット私ハ政府委員ニ一言質問シタイ、宜シウゴザイマスカ  
○委員長(男爵波多野敬直君) 宜シウゴザイマス  
○男爵目賀田種太郎君 他ノ儀デハゴザイマセヌガ、追ミ此法案ノ議ニ付セラレテヨリ以來、私ドモハ各方面ヨリ種々ノ意見ヲ承テ居リマスル、ソレハ修正ニ對シテ種々希望ヲ述べテ居ルモノガアリマス、定メテ政府委員ノ方モ同シモノヲ大方御受取ニナリ、若クハ御認知ニナシテ居リマセウ、ソレニ付イテ伺フコトガアリマスガ、無論其事ニモ依リマセウ、其ノ中或ハ或ルモノハ道理アルコト、御考ヘニナシテ居ルゴザイマセウ、或ハ或ルモノハ御同意ニナルコトデゴザイマセウガ、併シソレハ事柄ニ依ルノアリマシテ、概括シテ御述

○男爵武井守正君 贊成

○男爵目賀田種太郎君 唯今、久保田男爵ノ御發言ノコトニ關シテチヨット私ハ政府委員ニ一言質問シタイ、宜シウゴザイマスカ

○委員長(男爵波多野敬直君) 宜シウゴザイマス

○男爵目賀田種太郎君 他ノ儀デハゴザイマセヌガ、追ミ此法案ノ議ニ付セラレテヨリ以來、私ドモハ各方面ヨリ種々ノ意見ヲ承テ居リマスル、ソレハ修正ニ對シテ種々希望ヲ述べテ居ルモノガアリマス、定メテ政府委員ノ方モ同シモノヲ大方御受取ニナリ、若クハ御認知ニナシテ居リマセウ、ソレニ付イテ伺フコトガアリマスガ、無論其事ニモ依リマセウ、其ノ中或ハ或ルモノハ道理アルコト、御考ヘニナシテ居ルゴザイマスレバ、修正案以外ノ事柄ニ付イテモ御注意アラムコトヲ併セテ希望イタシマス

○子爵加納久宜君 久保田男爵ノ御發議ニ贊成

○子爵加納久宜君 久保田男爵ノ御發議ニ贊成

○子爵加納久宜君 久保田男爵ノ御意見ニ異議ゴザイマセヌカ

〔「異議アリマセヌ」と呼フ者アリ〕

○委員長(男爵波多野敬直君) ソレデハ左様決シマス、直チニ委員ヲ御指名イタシマス、廣澤伯、武井男爵、藤田君、富井君、岡野君、桑田君、此方ニ御苦勞ヲ願ヒマス、ソレデハ委員會ハ今日ハ閉ダマス

午前十時四十七分散會

出席者左ノ如シ  
委員長 男爵波多野敬直君  
伯爵廣澤金次郎君  
男爵久保田譲君  
藤田四郎君  
國務大臣  
司法大臣 子爵岡部長職君  
司法次官 河村讓三郎君  
司法省參事官 山内確三郎君  
司法省參事官 齋藤十一郎君  
來マスレバ其場合ニ於テ政府ハ逐一意見ヲ申述ベルコトニ致シタイト考ヘマス

○男爵目賀田種太郎君 私ハ久保田男爵ノ御發議ニ贊成イタシマス、殊ニ一ツノ理由トシテ各方面或ハ諸般ノ機關ヨリ此際委員ノ方ヘ回ハシマスル意見若クハ希望ガ一程度マテ採ルベキモノハ採リ、聽クベキ者ハ聽ク方ガ宜カラウト思ヒマスカラドウズ……

○伯爵廣澤金次郎君 私ハ久保田サンノ少數委員ヲ設ケルコトニハ至極贊成デアリマスルガ、同時ニ少數委員ニ私ダケノ希望ヲ述ベテ置キマスガ、實ハ商法ノ改正ハ現行商法ノ成立イタシマシテ以來、大分年數モ經テ居リマスニ付イテ一方ニ於テ法律ノ不備ヲ補ヒ、又ソレノ適用ニナリマスル點ニ於テハ此商法修正ハ社會ノ不便ヲ成ルベク便利ニスル御精神デアルヤウニ承ツテ居リマスガ、同時ニ又サウ云フ商業社會ノ取締ノ付カナイ點ハ新ニ修正或ハ新タナ條ヲ加ヘ、取締ルベキモノハ取締ルト云フ修正ノ御精神デアルヤウニ承ルカラ此少數委員ヲ設ケル、以上ハ是マテノ政府委員ノ説明ハ十分ニ御苦勞ナガラ數日ニ亘リマシテ御説明ヲ聽キマシタノアリマス、又其御苦勞ハ感謝イタシマスルガ、此少數委員ニ於キマシテハ、之ニ對シマシテ、又當業者ノ意見モ或ル場合ニ於テ聽カレル必要ガアルダラウト思ヒマスカラ、當業者ノ陳述モ聽キ得ルダケハ御聽キニナッテシテ修正スベキ點ハ修正案ヲ委員會ニ御提出アラムコトヲ希望イタシテ置キマス

○子爵加納久宜君 久保田男爵ノ御意見ニ異議ゴザイマスルガ、尙ホ委員ニナラレル御方ニ於キマシテハ政府ノ修正案以外ニモ或ハ色々各方面カラ出テ居ル意見モゴザイマセウカラ、ソレ等ニ依リマシテ或ハ委員ノ御方ニ於テ適當ト思ハル、コトガゴザイマスレバ、修正案以外ノ事柄ニ付イテモ御注意アラムコトヲ併セテ希望イタシマス

○委員長(男爵波多野敬直君) 久保田男爵ノ御意見ニ異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議アリマセヌ」と呼フ者アリ〕

○委員長(男爵波多野敬直君) ソレデハ左様決シマス、直チニ委員ヲ御指名イタシマス、廣澤伯、武井男爵、藤田君、富井君、岡野君、桑田君、此方ニ御苦勞ヲ願ヒマス、ソレデハ委員會ハ今日ハ閉ダマス

午前十時四十七分散會

出席者左ノ如シ  
委員長 男爵波多野敬直君  
伯爵廣澤金次郎君  
男爵久保田譲君  
藤田四郎君  
國務大臣  
司法大臣 子爵岡部長職君  
司法次官 河村讓三郎君  
司法省參事官 山内確三郎君  
司法省參事官 齋藤十一郎君  
來マスレバ其場合ニ於テ政府ハ逐一意見ヲ申述ベルコトニ致シタイト考ヘマス